

ID: 1826

担当部署: 産業課

処分の概要	先端設備等導入計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	生産性向上特別措置法 第41条第1項		
法令番号	平成30年法律第25号		
【基準】	<p>法第41条第1項の規定による。 (先端設備等導入計画の変更等)</p> <p>第41条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。</p> <p>5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1828

担当部署: 産業課

処分の概要	事業計画の認定
法令名 根拠条項	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 第4条第1項
法令番号	平成30年法律第68号
<p>【基準】</p> <p>法第4条の規定による。 (事業計画の認定)</p> <p>第4条 都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利(以下「賃借権等」という。)の設定を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村(第14条を除き、以下単に「市町村」という。)の長(同条を除き、以下単に「市町村長」という。)に提出して、その認定を受けることができる。</p> <p>2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 賃借権等の設定を受ける都市農地の所在、地番、地目及び面積 (3) 前号の都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (4) 設定を受ける賃借権等の種類、始期及び存続期間 (5) 第2号の都市農地における耕作の事業の内容 (6) その他農林水産省令で定める事項 <p>3 市町村長は、第1項の認定の申請があった場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全て(当該申請に係る都市農地(以下この項において「申請都市農地」という。)について農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の50第1項(第1号に係る部分に限る。))の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者(第7条第1項において「農業経営組合等」という。)の申請に係る事業計画にあっては第1号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人(第7条第1項において「農作業常時従事者等」という。)の申請に係る事業計画にあっては同号から第3号までに掲げる要件の全て)に該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村(第7条第2項ただし書において単に「農業委員会を置かない市町村」という。)にあっては、農業委員会の決定を経ることを要しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請都市農地における耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認められること。 (2) 申請都市農地における耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること。 (3) 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、その耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。 	

- (4) 申請者が事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借(第7条第3項において「賃貸借等」という。)の解除をする旨の条件が、書面による契約において付されていること。
- (5) 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- (6) 申請者が法人である場合には、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、当該法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。第7条第1項第5号において同じ。)のうち1人以上の者が当該法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1829

担当部署: 産業課

処分の概要	事業計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 第6条第1項		
法令番号	平成30年法律第68号		
【基準】	<p>法第6条第1項の規定による。 (事業計画の変更)</p> <p>第6条 認定事業者は、第4条第1項の認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>3 第4条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1848

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	移動等円滑化施設協定の認可(第41条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>準用規定法第41条第3項及び第43条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の締結等)</p> <p>第41条</p> <p>3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。 (移動等円滑化経路協定の認可)</p> <p>第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1849

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	移動等円滑化施設協定の変更認可(第44条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>準用規定法第44条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の変更)</p> <p>第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1850

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	移動等円滑化施設協定の廃止認可(第48条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>準用規定法第48条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の廃止)</p> <p>第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1851

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	一の所有者による移動等円滑化施設協定の認可(第50条の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】	<p>準用規定法第50条の規定による。</p> <p>(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)</p> <p>第50条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。</p> <p>3 第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。</p> <p>4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。</p>		
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1852

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	施設等利用給付認定
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条の5第1項
法令番号	平成24年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第30条の4及び第30条の5の規定による。 (支給要件)</p> <p>第30条の4 子ども・子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども(保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費(第28条第1項第3号に係るものを除く。次条第7項において同じ。)、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第7条第10項第4号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第58条の3において同じ。)の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。</p> <p>(1) 満3歳以上の小学校就学前子ども(次号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)</p> <p>(2) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>(3) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度(政令で定める場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。)を課されない者(これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第7項第2号において「市町村民税世帯非課税者」という。)であるもの (市町村の認定等)</p> <p>第30条の5 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定(以下「施設等利用給付認定」という。)は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。</p> <p>3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者(以下「施設等利用給付認定保護者」という。)に通知するものとする。</p>	

- 4 市町村は、第1項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。
- 5 第1項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という。)及びその理由を通知し、これを延期することができる。
- 6 第1項の規定による申請をした日から30日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。
- 7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第1項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。
 - (1) 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く。)に係る教育・保育給付認定保護者 前条第2号に掲げる小学校就学前子ども
 - (2) 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。)又は満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者(その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。) 前条第3号に掲げる小学校就学前子ども

標準処理期間	申請のあった日から30日以内(第30条の5第5項)		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1853

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	施設等利用給付認定の変更		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条の8第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】	<p>法第30条の8の規定による。 (施設等利用給付認定の変更)</p> <p>第30条の8 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「施設等利用給付認定子ども」という。)の該当する第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。</p> <p>3 第30条の5第2項から第6項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等(第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。</p> <p>5 第30条の5第2項及び第3項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>		
標準処理期間	申請のあった日から30日以内(第30条の5第5項)		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1855

担当部署: 福祉健康課

処分の概要	特定子ども・子育て支援施設等の確認		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の2		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第58条の2の規定による。 (特定子ども・子育て支援施設等の確認) 第58条の2 第30条の11第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1859

担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	文化財保存活用支援団体の指定		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第192条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第214号		
【基準】	<p>法第192条の2の規定による。 (文化財保存活用支援団体の指定)</p> <p>第192条の2 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1862

担当部署: 住民課

処分の概要	排水設備の設置の承認		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第12条の10第1項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】 法第12条の10第1項の規定による。 (排水設備の設置の承認) 第12条の10 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を第12条の5第3項の規定による同意に係る建築物以外の建築物に設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の承認を受けなければならない。 2 前2条の規定は、前項の規定により承認を受けた者について準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1868

担当部署: 総務政策課

処分の概要	宅地造成工事規制区域の指定に係る測量又は調査のための土地の試掘等の許可（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第5条第1項の適用）		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>適用する宅地造成等規制法第5条の規定による。</p> <p>（障害物の伐除及び土地の試掘等）</p> <p>第5条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1869

担当部署: 総務政策課

処分の概要	宅地造成に関する工事の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第8条第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>適用する宅地造成等規制法第8条及び第9条の規定による。</p> <p>(宅地造成に関する工事の許可)</p> <p>第8条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる当該許可の内容(同法第35条の2第5項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項本文の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項本文の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> <p>(宅地造成に関する工事の技術的基準等)</p> <p>第9条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。</p> <p>2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1870

担当部署: 総務政策課

処分の概要	工事計画の変更の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第12条第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>適用する宅地造成等規制法第12条及び第9条の規定による。 (変更の許可等)</p> <p>第12条 第8条第1項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 第8条第1項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第8条第2項及び第3項並びに前3条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>4 第1項又は第2項の場合における次条の規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第8条第1項本文の許可の内容とみなす。 (宅地造成に関する工事の技術的基準等)</p> <p>第9条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。</p> <p>2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1877

担当部署: 総務政策課

処分の概要	造成宅地防災区域の指定に係る測量又は調査のための土地の試掘等の許可(宅地造成等規制法第5条第1項の準用)(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第20条第3項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>適用する宅地造成等規制法第20条第3項において準用する第5条第1項の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1882

担当部署: 総務政策課

処分の概要	工事完了の検査及び検査済証の交付(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成等規制法第13条の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>法適用する宅地造成等規制法第13条の規定による。 (工事完了の検査)</p> <p>第13条 第8条第1項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その工事が第9条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第9条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、国土交通省令で定める様式の検査済証を第8条第1項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1883

担当部署: 建設課

処分の概要	歩行者利便増進計画の認定		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の26第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の26の規定による。 (歩行者利便増進計画の認定) 第48条の26 道路管理者は、前条第6項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をするものとする。 2 道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1884

担当部署: 建設課

処分の概要	歩行者利便増進計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の27第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第48条の27の規定による。 (歩行者利便増進計画の変更等)</p> <p>第48条の27 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 変更後の歩行者利便増進計画が第48条の25第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること。</p> <p>(2) 当該歩行者利便増進計画の変更をすることについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。</p> <p>3 前条第2項の規定は、第1項の変更の認定をした場合について準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1885

担当部署: 建設課

処分の概要	公募を行つた場合における道路の占用の許可		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の28第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第48条の28の規定による。 (公募を行つた場合における道路の占用の許可)</p> <p>第48条の28 認定計画提出者は、第48条の26第1項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。第4項及び次条において「計画の認定」という。)を受けた歩行者利便増進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次項及び次条第2号において「認定歩行者利便増進計画」という。)に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置しなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、認定計画提出者から認定歩行者利便増進計画に基づき第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。</p> <p>3 前項の規定による許可に係る第32条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、第32条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第48条の24第2項第2号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。</p> <p>4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第48条の26第1項の道路の場所については、第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請をすることができない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1886

担当部署: 建設課

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の29		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第48条の29の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第48条の29 次に掲げる者は、道路管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>(1) 認定計画提出者の一般承継人</p> <p>(2) 認定計画提出者から、認定歩行者利便増進計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象歩行者利便増進施設等の所有権その他当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理に必要な権原を取得した者</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1887

担当部署: 建設課

処分の概要	車両の停留の許可		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の32第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第48条の32第1項及び第2項並びに第48条の33の規定による。 (車両の停留の許可)</p> <p>第48条の32 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。</p> <p>(特定車両の停留の許可基準)</p> <p>第48条の33 道路管理者は、前条第1項又は第3項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。</p> <p>(1) 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第48条の30第1項の規定により指定した種類のものであること。</p> <p>(2) 当該許可の申請に係る前条第2項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1888

担当部署: 建設課

処分の概要	車両の停留の変更の許可		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の32第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】	<p>法第48条の32第1項の車両の停留の許可と同様に法第48条の32第1項及び第2項並びに第48条の33の規定による。</p> <p>(車両の停留の許可)</p> <p>第48条の32 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。</p> <p>(特定車両の停留の許可基準)</p> <p>第48条の33 道路管理者は、前条第1項又は第3項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。</p> <p>(1) 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第48条の30第1項の規定により指定した種類のものであること。</p> <p>(2) 当該許可の申請に係る前条第2項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1889

担当部署: 住民課

処分の概要	生活療養減額認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の6の4第4項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第26条の6の4第4項及び準用する省令第26条の3第5項の規定による。 (生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等)</p> <p>第26条の6の4</p> <p>4 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、生活療養減額認定証について準用する。</p> <p>(食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定)</p> <p>第26条の3</p> <p>5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>		
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3002

担当部署: 産業課

処分の概要	土地改良事業の認可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第95条第1項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第95条第1項の規定による。 (土地改良事業の開始)</p> <p>第95条 農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地中間管理機構又は第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3003

担当部署: 産業課

処分の概要	土地改良事業の変更等の認可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第95条の2第1項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第95条の2第1項の規定による。 (土地改良事業の変更等)</p> <p>第95条の2 前条第1項の規定により土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、(農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては総会の議決を経て、)必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3004

担当部署: 産業課

処分の概要	換地計画の認可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条において準用する第52条第1項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第52条第1項の規定による。 (換地計画の決定及び認可)</p> <p>第52条 土地改良区は、その行う土地改良事業(第49条第1項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行う第2条第2項第5号の事業を除く。)につき、その事業の性質上必要があるときは、当該土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3005

担当部署: 産業課

処分の概要	換地計画の変更の認可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条において準用する第53条の4第1項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第53条の4第1項の規定による。 (換地計画の変更)</p> <p>第53条の4 土地改良区は、換地計画を変更しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3007

担当部署: 産業課

処分の概要	農業用排水施設等の管理規程の認可及び変更等の認可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条において準用する第57条の2第1項及び第3項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第57条の2の規定による。 (管理規程)</p> <p>第57条の2 土地改良区は、第2条第2項第1号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設(これらの施設のうち農林水産省令で定めるものに限る。)の管理(委託を受けて行う管理を含む。)を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施の細目について、管理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の管理規程において定めるべき事項は、農林水産省令で定める。</p> <p>3 土地改良区は、第1項の管理規程を変更し、又は廃止しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項又は前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3008

担当部署: 産業課

処分の概要	土地の形質の変更等の許可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第122条第2項ただし書		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第122条第2項の規定による。 (土地改良事業に係る損失補償)</p> <p>第122条</p> <p>2 第10条第3項、第48条第11項(第95条の2第3項において準用する場合を含む。)、第87条第5項(第87条の2第10項、第87条の3第7項、第87条の4第4項(第96条の4第1項において準用する場合を含む。)、第88条第6項、第10項、第13項、第18項及び第19項(第96条の4第1項において準用する場合を含む。)、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。)、第95条第4項、第98条第10項又は第99条第12項(第100条の2第2項(第111条において準用する場合を含む。))及び第111条において準用する場合を含む。)の規定による公告があつた後において土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を付加し若しくは増置した場合には、これについての損失は、補償しなくてもよい。ただし、都道府県知事の許可を受けてこれらの行為をした場合には、この限りでない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3011

担当部署: 産業課

処分の概要	鳥獣の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ、ニホンザル、アライグマ又はハクビシンを鳥獣の保護又は管理の目的(被害の防止の目的に限る。)で捕獲しようとする場合に限る。)のための許可及び許可証の交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第1項及び第7項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第1項、第3項及び第7項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(2) 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(3) その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 捕獲等又は採取等の目的が第1項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>(2) 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。)</p> <p>(3) 捕獲等又は採取等によって第2種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>7 環境大臣又は都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3012

担当部署: 産業課

処分の概要	従事者証の交付(鳥獣の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ、ニホンザル、アライグマ又はハクビシンを鳥獣の保護又は管理の目的(被害の防止の目的に限る。)で捕獲しようとする場合に限る。)のための許可に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第8項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第8項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条</p> <p>8 第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者(第14条の2において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3013

担当部署: 産業課

処分の概要	許可証又は従事者証の再交付(鳥獣の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ、ニホンザル、アライグマ又はハクビシンを鳥獣の保護又は管理の目的(被害の防止の目的に限る。)で捕獲しようとする場合に限る。)のための許可に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第9項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第9項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条</p> <p>9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3016

担当部署: 産業課

処分の概要	指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第15条第4項ただし書		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第15条第4項及び第5項の規定による。 (指定猟法禁止区域)</p> <p>第15条</p> <p>4 指定猟法禁止区域内においては、指定猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて当該許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。</p> <p>5 環境大臣又は都道府県知事は、第11項において準用する第9条第2項の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等が指定猟法による捕獲等によって鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、前項ただし書の許可をしなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3017

担当部署: 産業課

処分の概要	許可証の再交付(指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第15条第7項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】			
法第15条第7項の規定による。 (指定猟法禁止区域)			
第15条			
7 第4項ただし書の許可を受けた者は、その者が第11項において読み替えて準用する第9条第7項の指定猟法許可証(以下単に「指定猟法許可証」という。)を亡失し、又は指定猟法許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、指定猟法許可証の再交付を受けることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3020

担当部署: 産業課

処分の概要	捕獲した鳥獣の飼養の登録及び登録票の交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第1項及び第3項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】			
<p>法第19条第1項及び第3項の規定による。 (飼養の登録)</p> <p>第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p> <p>3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3021

担当部署: 産業課

処分の概要	登録票の有効期間の更新(飼養の登録に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第5項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】			
法第19条第5項の規定による。 (飼養の登録)			
第19条			
5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3022

担当部署: 産業課

処分の概要	登録票の再交付(飼養の登録に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第6項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】			
法第19条第6項の規定による。 (飼養の登録)			
第19条			
6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3023

担当部署: 産業課

処分の概要	登録票の再交付(飼養の登録に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第21条第2項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】			
準用する第19条第6項の規定による。 (飼養の登録)			
第19条			
6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3025

担当部署: 産業課

処分の概要	販売禁止鳥獣等の販売の許可及び販売許可証の交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第1項及び第5項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第24条第1項、第2項及び第5項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可)</p> <p>第24条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、第11項において準用する第19条第2項の申請があったときは、当該申請に係る販売が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 販売の目的が前項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>(2) 販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、販売許可証を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3026

担当部署: 産業課

処分の概要	販売許可証の再交付(販売禁止鳥獣等の販売の許可に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第6項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】			
法第24条第6項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可)			
第24条			
6 第1項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証(以下単に「販売許可証」という。)を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5020

担当部署: 総務政策課

処分の概要	障害物の伐除の許可
法令名 根拠条項	都市再開発法 第61条第1項及び第3項
法令番号	昭和44年法律第38号
<p>【基準】</p> <p>法第61条の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第61条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内において施行者(第2条の2第4項の規定により第一種市街地再開発事業を施行する地方公共団体を除く。以下この項において同じ。)となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施行者が試掘等を行おうとし、又は第2条の2第4項の規定により第一種市街地再開発事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項、次条第2項及び第142条第3号において「試掘等許可権者」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、試掘等許可権者が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5116

担当部署: 建設課

処分の概要	障害物の伐除の許可		
法令名 根拠条項	住宅地区改良法 第21条第1項及び第3項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
【基準】	<p>法第21条の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第21条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5142

担当部署: 建設課

処分の概要	土地の試掘等の許可		
法令名 根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第64条 第1項及び第3項		
法令番号	昭和50年法律第67号		
【基準】	<p>法第64条の規定による。</p> <p>(障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第64条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都府県知事(市の区域内において個人施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは個人施行者若しくは組合が試掘等を行おうとし、又は第29条第3項の規定により住宅街区整備事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項及び次条第2項において同じ。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日